

## (公社) 日本実験動物学会における細則並びに規程等

### 細 則

- 理事候補者選出細則
- 理事会運営細則
- 監事候補者選出細則
- 名誉会員推薦に関する細則
- 会員の入会及び退会、並びに会費の納入に関する細則

### 規 程

- 常勤理事の報酬に関する規程
- パート勤務者に関する規程
- 文書規程
- 公印取扱規程
- 情報公開規程
- 基本財産の運用益の使途に関する規程
- 特定費用準備資金等に関する規程
- 特別学術集会基金に関する規程
- 学会賞基金に関する規程
- アジア基金に関する規程
- 寄附取扱規程
- 経理規程
- 旅費支給規程
- 謝金支給規程
- 海外出張費規程
- 委員会・ワーキンググループ規程
- 表彰規程

### 申し合わせ

- 功労賞諮問委員会に関する申し合わせ
- 学会賞選考委員会に関する申し合わせ
- 最優秀論文賞の選考に関する申し合わせ
- 定期大会開催に関する申し合わせ
- 学術集会委員会に関する申し合わせ
- 編集委員会に関する申し合わせ

- Regulations Concerning the Asian Fund**
- Agreement Concerning the Management of Asian Fund**
- NOTES FOR AUTHORS**
- The Guidelines of International Nomenclature**
- Policy on Animal Experimentation**

## 理事候補者選出細則

### 第 1 章 総則

第 1 条 公益社団法人日本実験動物学会定款第 21 条に基づき、理事候補者の選出はこの細則の定めるところにより行ない、理事長はその結果を通常総会に報告し承認をうる。

### 第 2 章 選挙管理委員会

第 2 条 選挙に関する一切の事務処理および管理のための選挙管理委員会（以下、委員会）を設ける。

第 3 条 委員は正会員のなかから理事会が選出し、理事長が委嘱する。委員長は委員の互選による。

第 4 条 委員会の構成はつぎの通りとする。

- 1) 委員長 1 名
- 2) 委員 若干名

第 5 条 委員会は業務の終了と同時に解散する。

第 6 条 委員会はつぎの業務を行ない、その責任を負う。

- 1) 選挙の公報と告示
- 2) 選挙人名簿の作成
- 3) 立候補者の受付と発表
- 4) 投票および開票の管理
- 5) 当選の確認と発表
- 6) その他選挙の管理に必要な事項

### 第 3 章 選挙期日と告示

第 7 条 選挙期日は委員会が決定する。

第 8 条 選挙の告示は投票受付開始の 2 カ月前までに行なわなければならない。ただし緊急の場合はこの限りではない。

### 第 4 章 立候補者

第 9 条 理事候補者の選出は正会員の推薦による立候補者制とし、全ての正会員は立候補することができる。ただし、選挙管理委員会委員並びに引き続き 3 期理事の任にあった者は立候補することはできない。

第 10 条 立候補者は正会員 3 名以上の推薦を必要とする。

第 11 条 立候補者を推薦しようとする者は、立候補者の承諾をえたのち、つぎの事項を記載した推薦書を委員会に提出しなければならない。

- 1) 立候補者氏名、年齢、所属、現職
- 2) 推薦者氏名、印

### 第 5 章 選挙人

第 12 条 選挙人はすべての正会員(選挙実施年度 4 月 1 日現在の会員)によって構成される。

### 第 6 章 投票及び開票

第 13 条 投票は立候補者の 5 名以内連記とし、直接無記名郵送により行なう。

第 14 条 委員会は選挙公報、投票用紙、投票用紙用封筒、投票用返信封筒を投票受付開始の前日までに選挙人に送付する。

第 15 条 開票は、委員会の責任において投票受付終了後 15 日以内に行なう。委員長は選挙結果を直ちに理事長に報告すると同時に、当選者をできるだけ速やかに発表する。

### 第 7 章 当選

第 16 条 投票は 5 名以内の記入を有効とし、その際立候補者名のみを有効とする。

第 17 条 公益社団法人日本実験動物学会定款第 20 条に基づき、得票数の多い順に 15 名

を当選者とする。

第 18 条 得票同数者によって 15 名を超えた場合は委員会の責任において抽選で決定する。

#### 第 8 章 付則

第 19 条 選挙により選出された理事候補者の協議により 5 名以内の理事候補者を追加することができる。

第 20 条 委員会の事務は学会事務所で行なう。

第 21 条 本細則の改廃は理事会の決定による。

第 22 条 本細則に基づく実施要領については選挙のつど委員会が定める。

第 23 条 本細則の実施について疑義を生じた場合は理事会に諮り議決する。

第 24 条 本細則は昭和 60 年 1 月 1 日より実施する。

平成元年 12 月 15 日、理事候補者選挙細則第 1,6,9,10,11,13,15,16,17,22 条改正、施行

平成 15 年 9 月 8 日、第 9 条改正、施行

平成 25 年 4 月 26 日、標題改正、第 1,3,9,17,19,20,21,22,23,24 条改正、施行

## 理事会運営細則

第1条 公益社団法人日本実験動物学会定款第27-31条において定められたことのほか、本細則に基づいて理事会を運営する。

(議長)

第2条 議長は理事長とする。

(審議事項等)

第3条 理事会は次の事項を審議または執行する。

- (1) 会員の入会
- (2) 名誉会員の推薦
- (3) 理事候補者及び監事候補者の選出
- (4) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (5) 評議員の選定及び解職
- (6) 大会長の選定
- (7) 各種委員会、ワーキンググループの設置、改廃
- (8) 事業計画および収支予算
- (9) 事業報告及び決算
- (10) 学会賞の選定、授与
- (11) 関係学協会との連絡
- (12) 事務職員の採用と解雇
- (13) その他、定款で定めた事項

(理事以外の出席)

第4条 理事長は理事会に監事の出席を求めるものとする。

第5条 理事長は必要と認める場合、理事会に理事以外の会員の出席を求めることができる。

(開催方法等)

第6条 理事長は予算の編成、執行、決算、学術集会等を考慮し、理事会を毎年度2回以上開催する。

2 緊急を要する問題については、理事全員の承諾をもって臨時理事会を開催することが出来る。

第7条 理事会開催に当り、理事長はあらかじめ議事案件および必要資料を各理事に送付する。ただし緊急を要する問題については理事会当日これを議案に加えることが出来る。

第8条 会議の開催に替えて、理事の全員が書面または電磁的記録により提案事項に同意の意思表示をしたときは、定款30条第2項の規定に従い、理事会の決議とする。

第9条 理事長は理事会終了後速やかに各案件の審議経過、議決事項に関する議事録を理事・監事に送付するとともに、会誌「実験動物ニュース」に掲載する。

(評議員)

第10条 理事長は理事会において審議された事項のうち、必要な事項について、次の各号に定める評議員の意見を聞くことができる。

- (1) この法人に評議員50名以上100名以内を置く。
- (2) 評議員は原則として正会員歴5年以上の者からその専門分野、地域等を考慮の上、理事会で選定し、理事長が任命する。
- (3) 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- (4) 評議員は再任を妨げない。ただし、連続して4期を務めることはできない。
- (5) 評議員は無報酬とする。
- (6) 評議員は、理事評議員懇談会に参加することができる。また、議長の求めに応じその席

上で意見を述べることができる。

(細則の改廃)

第 11 条 本細則の改廃は理事会の議決による。

(附則)

本細則は昭和 60 年 4 月 1 日より実施する。

平成元年 12 月 15 日 改正、施行

平成 24 年 5 月 23 日 改正、施行

平成 28 年 3 月 14 日 改正、施行

## 監事候補者選出細則

第1条 公益社団法人日本実験動物学会定款第21条に基づき監事候補者の選出はこの細則に従う。

第2条 監事候補者は原則として正会員歴5年以上の者から選出する。

第3条 監事候補者は理事会の協議により選出する。

第4条 本細則の改廃は理事会の議決による。

(付則)

本細則は昭和60年4月1日より実施する。

平成元年12月15日 改正、施行

平成24年5月23日 改正、施行

## 名誉会員推薦に関する細則

第1条 公益社団法人日本実験動物学会定款第5条第1項第3号に基づき、名誉会員の推薦はこの細則に従う。

第2条 名誉会員の選考対象者は、発議年度の4月1日現在において年齢満70歳以上で次の項目のいずれかに該当することを要する。

(1) 実験動物科学の発展に極めて顕著な功績があった者

(2) この法人の理事長に1期以上就任し、この法人の発展に貢献した者

第3条 名誉会員候補者の推薦は、理事長が理事会に発議する。

第4条 理事会は、名誉会員選考対象者が定款ならびに本細則第2条に定める名誉会員の資格要件を充足しており、とくにさまたげる事由のない場合、同選考対象者を名誉会員候補者として総会に発議することを議決する。

第5条 名誉会員の推薦が総会で議決されたときは、理事長名の文書でその旨を本人に通知し、その承諾を得るとともに、総会または適当な機会において名誉会員記を贈呈し、また本機関誌にその氏名等を発表する。

第6条 名誉会員の英文表示は、Honorary Member of Japanese Association for Laboratory Animal Science とする。

第7条 本細則の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

本細則は、平成18年11月27日より施行する。

平成24年5月23日 改正、施行

## 会員の入会及び退会、並びに会費の納入に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という。）の定款第6条、第7条及び第8条に基づき、この法人の会員の入会及び退会、並びに会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会の手続き)

第2条 この法人の会員として入会を希望する者は、理事または評議員1名の推薦を得て、この法人のホームページ上に示す入会申請書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の希望する者に対して、理事会は承認に先立ち、この法人の目的及び事業への理解について調査することができ、目的及び事業に合致しない場合は入会を拒否することができる。

3 正会員として入会を希望する者は、入会金として2,000円を納入しなければならない。ついて調査することができる。

### (会費)

第3条 会員は次の会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 年額 10,000 円

(2) 維持会員 年額 50,000 円以上

2 前第1項第1号にかかわらず、大学、短期大学及び専門学校の学生である正会員（以下、「学生会員」という。）の会費は年額 3,000 円とする。また、役員及び評議員の会費は年額 15,000 円とする。

3 前第1項第1号及び前第2項にかかわらず、本学会表彰規程に定める功労賞を受賞した正会員の会費は年額 3,000 円とする。

### (会費の納期)

第4条 会員は、年会費を当該年の8月末日までに納入しなければならない。ただし、入会した年の年会費は、入会金とともに入会時に支払うものとする。

### (退会の手続き)

第5条 退会を希望する者は、この法人のホームページ上に示す退会届を理事長に提出することにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

### (会員資格の喪失)

第6条 前条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その会員資格を喪失する。

(1) 会員が死亡し、または解散したとき

(2) 会員が第4条の会費を、納入期限を過ぎて1年以上支払わなかったとき

(3) 会員が定款第9条に定める除名の処分を受けたとき

2 理事会は、前項第2号に該当する会員に対して、会員資格を喪失させる前に2回以上の督促を行い、会費滞納2年目の年度の3月31日をもって会員資格を喪失させる。

3 この法人の事務局は、第5条ならびに第6条第1項および第2項により会員資格を喪失させた会員を理事会に報告する。

### (異動および変更の届出)

第7条 会員が住所や所属先等を変更したときは、直ちにこの法人のホームページ上に示す会員情報変更届により、その旨を理事会に届出なければならない。

2 維持会員である法人がその代表者を変更したときは、直ちにその旨を理事会に届け出なければならない。



(改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(その他)

第9条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

本細則は公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する

平成 25 年 4 月 26 日改正、施行（第 3 条第 2 項及び第 3 項）

平成 28 年 3 月 14 日 改正、施行

平成 29 年 3 月 15 日 改正、平成 29 年 5 月 26 日 施行

## 常勤理事の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という。）定款第26条に基づき、常勤理事の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、この法人の事務所を主たる職務場所とし、月13日以上勤務する理事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成19年9月7日内閣府令第68号）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 常勤理事は有給とし、この法人との委任契約に基づいて報酬を支給する。

- 2 常勤理事の任用は、理事会の承認を必要とする。
- 3 報酬の額については、月額30万円を上限として理事会が決議し、総会の承認を必要とする。
- 4 常勤理事が退任したとき、または常勤をはずれたときには退職金を支給しない。

### (報酬の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用の支払い方法)

第5条 この法人は、常勤理事がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

### (補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### 附則

この規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。(平成24年4月1日)

## パート勤務者に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という。）に勤務するパートタイム勤務者の雇用に関する事項を定めるものである。

### (雇用契約)

第2条 この法人に勤務するパートタイム勤務者に対する雇用契約期間は原則として1年間とし、更新することもある。

### (勤務時間)

第3条 この法人に勤務するパートタイム勤務者の勤務時間は採用時に定め、雇用契約書に記載する。

### (給与)

第4条 この法人に勤務するパートタイム勤務者に対する給与は次のとおりとする。

①時間給とし、別表（1）に基づき、本人の経歴、経験年数を勘案して契約時に契約書に記載する。

②給与は、毎月末日の締切日に集計された勤務時間数に時間給を乗じて算出する。

③通勤手当は、6ヶ月通用の通勤定期乗車券を支給する。但し契約期間途中で退職する場合は、前払いされた通勤定期乗車券は返却しなければならない。

④給与から控除するものは租税公課、社会保険料の個人負担額およびこれに準ずるものとする。

第5条 退職手当は原則として支給しない。但し、この法人に特別の貢献があった場合は、理事長が別表（2）を参考にその都度定めることもある。

第6条 休日は土曜日、日曜日、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）および学会創立記念日（8月18日）とする。但し、業務により休日に出勤が必要な場合は出勤し、代休を取るものとする。有給休暇は、勤続年数、週定勤務日数に基づき、契約時に定める。

### (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、パートタイム勤務者の雇用に関して必要な事項は、庶務担当常務理事の判断に委ねる。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

この規程は昭和61年8月18日から適用する。

平成19年5月22日 改正

平成28年3月14日 改正、施行

別表（1）パート勤務者の給与算出表

時間給（円）	経験年数
1,000	1年目
1,100	2年目
1,200	3年目
1,300	4年目
1,400	5年目

備考:

本表は社会情勢の変化に応じて随時見直す。

6年目以降は公的機関の非常勤職員の時間給を参考に  
して、契約時に決定する。

なお、高度の専門性（知識・技能・経験等）を必要とする職務については、公的科学研究費補助金における該当資格者の時給を上限とできる。

別表（2）パート勤務者の退職金算出表

勤続年数	x 平均月額	勤続年数	x 平均月額	勤続年数	x 平均月額
1	0	11	x3.0	21	x5.0
2	0	12	x3.0	22	x5.0
3	0	13	x4.0	23	x5.0
4	0	14	x4.0	24	x5.0
5	0	15	x4.0	25	x5.0
6	x1.0	16	x5.0	26	x5.0
7	x1.0	17	x5.0	27	x5.0
8	x2.0	18	x5.0	28	x5.0
9	x2.0	19	x5.0	29	x5.0
10	x3.0	20	x5.0	30	x5.0

## 文書規程

第1条 この規程は、公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という。）における文書の取り扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この法人の事務は軽易なものを除き文書で処理することを原則とする。

第3条 外部に対する文書は理事長名、又は学会名をもって施行する。

第4条 各種委員会、ワーキンググループ等による文書はこの規程に準じて処理し、処理した文書の写しを学会事務所に保存する。

第5条 学会事務所に文書担当者を置く。文書担当者は、庶務担当常務理事の下に、この規程の定めるところにより文書の取り扱いに関する事務に従事する。

第6条 学会事務所に受信簿および送信簿を備える。

第7条 到着文書は文書担当者において収受し、分類のうえ、次の各号により処理する。

(1) 親展その他開封することが適当でないと認められる文書以外は、開封の上、受信簿にファイルする。ただし、通知書、案内書等の軽易な文書及び新聞、雑誌等の印刷物についてはファイルを省略する。

(2) 親展その他開封することが適当でないと認められる文書は、庶務担当常務理事の指示を受ける。

第8条 第7条により処理された文書は、必要に応じてその複写を関係者に送付し、かつ送信簿に送付先を記しておく。

第9条 文書は、次の各号に定める要領により起案しなければならない。

(1) 起案文書は原則として1案件について1起案文書とする。

(2) 起案文書には必要とする関係資料を添付する。

(3) 文書は原則としてA4版用紙を用い、平易簡明で正確に表現する。

第10条 文書担当者は起案文書を学会事務所に保存する。

第11条 文書記号は庶務担当常務理事が定めるものとし、文書番号は年度ごとに更新する。

第12条 至急文書は他の文書に優先して処理しなければならない。

第13条 文書の照合、学会公印の押印及び発送は学会事務所において行う。

2. 発送文書は原則として即日発送しなければならない。

3. 文書を発送するときは、文書担当者は文書番号を送信簿に記入し、文書の写しを学会事務所に保管しなければならない。

第14条 文書担当者は、文書を年度ごとに分類整理し、所轄官庁へ提出した文書、会計諸表及び定款第19条及び第31条で定める議事録等、重要なものは永久に、その他の軽易なものは5年間保存する。

第15条 この規程に定めるもののほか、文書の処理に関して必要な事項は庶務担当常務理事の判断に委ねる。

第16条 この規程の改廃は理事会の議決による。

本規程は昭和61年8月18日から施行する。

平成15年5月28日 改正

平成28年3月14日 改正、施行

## 公印取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、法令に別に定めるもののほか、公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という。）の公印の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (公印の種類、公印管守責任者)

第2条 公印の種類および公印管守責任者は別表のとおりとする。

2 公印管守責任者は、事務担当者を監督し、公印の管守にあたる。

3 事務担当者は、公印管守責任者の命を受け、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、確実な保管場所に格納し、厳重に保管しなければならない。

### (公印の作成)

第3条 庶務担当理事は、公印を作成し、改刻し、また廃止しようとするときは、あらかじめ理事長に申し出て、その承認を得なければならない。

### (公印印影の保存)

第4条 公印管守責任者は、作成または改刻された公印を別表の印影欄に押印し、その印影を保存しなければならない。

### (公印の使用)

第5条 公印の使用を必要とする場合は、公印管守責任者の許可を受けたのち事務担当者が押印し、別紙様式による公印使用簿に所定の事項を記入し、公印管守責任者の確認を受けなければならない。

### (公印印影の印刷)

第6条 一定の字句からなる公文書で多数印刷するものにあつては、公印管守責任者が支障がないと認めるときは、その公印の印影を当該公文書と同時に印刷して公印の使用に代えることができる。

### (公印の省略)

第7条 この法人あるいは会員の権利の取得・喪失または変更など、この法人の意思決定に関わらない通知文あるいは送付文等について、公印管守責任者の確認を受けて公印の押印を省略することができる。この場合において、文書の左上部に「公印省略」の表示をしなければならない。

### (公印の事故)

第8条 公印管守責任者および事務担当者は、公印に盗難青阿の他の事故が生じたときは、その内容を速やかに理事長に報告するとともに、適切な処置をとらなければならない。

### (規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は理事会の議決による。

本規程は平成28年3月14日から施行する。

## 情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という。）が行う公益事業の内容や財務状況等に関する情報を提供することにより、この法人に対する社会的理解を高めるために、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定、平成9年12月16日一部改正）及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ、平成9年12月16日一部改正、平成10年12月4日一部改正）に定めるところによる情報公開に関する事項を規定する。

### (管理)

第2条 この法人の情報公開に関する事務は、庶務担当常務理事が統括管理する。

### (情報公開の対象とする資料及び備え置き)

第3条 この法人の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、情報公開に係る資料の閲覧場所に常時備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 計算書類
  - ① 収支計算書
  - ② 正味財産増減計算書
  - ③ 貸借対照表
  - ④ 財産目録
  - ⑤ 監査報告書
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書

2 前項の資料は次のものとする。

- (1) 前項(1)、(2)及び(3)については、可能な限り最新の状態のもの
  - (2) 前項(5)及び(7)については、「公益法人会計基準」に準拠し作成されたもの
- 3 第1項の資料のうち(4)及び(5)については、当該事業年度終了後3ヵ月以内に備え、5年間備え置くものとし、(6)及び(7)については、当該事業年度の開始後3ヵ月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

### (閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 この法人の公開する情報の閲覧場所は、学会事務所とする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は午前10時から午後4時までとする。

### (閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第5条 この法人の公開する情報の閲覧を希望する者から第3条に定める資料の閲覧の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧申請書に必要事項を記入し提出を受ける。
- (2) 事務所受付担当者は、閲覧申請書が提出されたときは様式3に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、庶務担当常務理事に連絡する。
- (3) 庶務担当常務理事は、申請のあった日から14日以内に閲覧日を決定し、申請者に回答する。

2 第3条第1項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条第1項に掲げる資料に限定している旨を説明する。

- 3 第3条第1項に掲げる資料の内容等に関して説明を求められた場合には、理事長又はその指示する者が応答し、様式3に定める質疑応答記録簿に記載し整理する。
- 4 第3条第1項に掲げる資料のうち、この法人のホームページで公開されている資料について閲覧を求められた場合、申請者にその旨を説明し、学会事務所での閲覧に替えることができる。
- 5 第3条第1項に掲げる資料の複写を求められた場合、(1)、(2)、(4)、(5)、(6)および(7)については複写を認める。この場合、複写に係わる実費を請求できる。
- 6 学会事務所での閲覧あるいは複写にあたり、申請者本人であることを証明する書類等の提示を求めることができる。

(附 則)

第6条 本規程の改廃は、理事会の承認による。

本規程は、平成16年5月20日から施行する。

平成28年3月14日 改正、施行



## 基本財産の運用益の用途に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という。）の基本財産の運用益の用途に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(用途)

第2条 基本財産の運用益の用途は、定款第4条に定める事業の実施に限定する。

(規定の変更)

第3条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成14年11月29日から施行する。

## 特定費用準備資金等に関する規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という。）の特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号、以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等 上記(1)及び(2)を総称する。

#### (原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

### 第2章 特定費用準備資金

#### (特定費用準備資金の保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

#### (特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

#### (特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

### 第3章 特定資産取得・改良資金

#### (特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

#### (特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するも

のとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

#### 第4章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要最低額及びその算定根拠を、公益社団法人日本実験動物学会定款第35条第2項により事務所に書類を備置き、一般の閲覧に供する。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

#### 第5章 雑則

(法令等の読替え)

第12条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

第14条 この規程の実施に必要な細則は、理事長が定めるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成28年1月1日より施行する。(平成27年11月27日理事会議決)

## 特別学術集会基金に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という。）の特別学術集会基金（以下「基金」という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

### (使 途)

第2条 基金の使途は、定款第4条の事業の実施に限定する。

### (構 成)

第3条 基金は、理事会において基金に繰り入れることを議決した財産をもって構成する。

### (管理運用)

第4条 基金は、元本が回収できる見込みが高く、且つ、運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

### (充 当)

第5条 基金の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとし、運用益は基金全額を費消する年度においてその全額を執行する。

2 前項の取り崩し額及び運用益の額は、予算に計上しなければならない。

### (処 分)

第6条 事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて基金及び運用益の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

### (規程の変更)

第7条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

この規定は、平成13年5月11日から施行する。

この規定は、平成14年11月29日に改訂した。

平成28年3月14日 改正、施行

## 学会賞基金に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という。）の学会賞基金（以下「基金」という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

### (使 途)

第2条 基金の使途は、定款第4条の事業の実施に限定する。

### (構 成)

第3条 基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 故田嶋嘉雄博士より基金とすることを指定して寄附された財産（田嶋基金）
- (2) 理事会において基金に繰り入れることを議決した財産

### (管理運用)

第4条 基金は、元本が回収できる見込みが高く、且つ、運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

### (充 当)

第5条 基金の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとし、運用益は基金全額を費消する年度においてその全額を執行する。

2 前項の取り崩し額及び運用益の額は、予算に計上しなければならない。

### (処 分)

第6条 事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて基金及び運用益の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

### (規程の変更)

第7条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

この規程は、平成14年11月29日から施行する。

平成28年3月14日 改正、施行

## アジア基金に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という。）のアジア基金（以下「基金」という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

### (使途)

第2条 基金の使途は、定款第4条の事業の実施に限定する。

### (構成)

第3条 基金は、理事会において基金に繰り入れることを議決した財産をもって構成する。

### (管理運用)

第4条 基金は、元本が回収できる見込みが高く、且つ、運用益が得られる方法で固定資産として管理する。

### (充当)

第5条 基金の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとし、運用益は基金全額を費消する年度においてその全額を執行する。

2 前項の取り崩し額及び運用益の額は、予算に計上しなければならない。

### (処分)

第6条 事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて基金及び運用益の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

### (規程の変更)

第7条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

この規程は、平成13年5月11日から施行する。

この規程は、平成13年11月30日に改訂した。

この規程は、平成14年11月29日に改訂した。

平成28年3月14日 改正、施行

## 経理規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という）の経理業務の基本的事項を定めることを目的とする。

#### (適用)

第2条 この法人の経理業務は、法令、定款及びこの規程の定めに基づくほか、公益法人会計基準による。

#### (会計単位)

第3条 経理事務を処理するため下記の会計単位を設ける。

- (1) 公益目的事業会計
- (2) 法人会計

#### (経理責任者)

第4条 経理責任者は会計担当常務理事とする。

#### (経理担当者)

第5条 経理担当者は学会事務所パート勤務者とし、経理の通常業務にあたる。

### 第2章 会計帳簿

#### (会計帳簿)

第6条 会計帳簿は、仕訳帳、総勘定元帳のほか、次に掲げる補助簿とする。

- (1) 現金出納帳
- (2) 収支予算の管理に必要な帳簿
- (3) 固定資産台帳
- (4) 会費明細帳

#### (帳簿書類の保存)

第7条 帳簿および書類の保存期間は、下記のとおりとする。

- (1) 収支予算書および計算書類 永久保存
  - (2) 会計帳簿 10年
  - (3) その他の帳簿および書類 5年
- 2 前項の保存期間は、決算日の翌日から起算する。
- 3 保存期間経過後の帳簿および書類の廃棄については、経理責任者の承認を得て行う。

### 第3章 金銭出納

#### (出納責任者)

第8条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

- 2 出納責任者は、経理責任者（会計担当常務理事）とする。
- 3 出納責任者は、金銭の保管および出納事務を取扱わせるため出納事務担当者を置き、学会事務所経理担当者が担当する。

#### (収納)

第9条 金銭を収納したときは、所定の手続により遅滞なく金融機関に預け入れる。

- 2 収納した金銭は、原則として、支払資金に充当してはならない。
- 3 金銭を収納したときは、所定の領収書を作成して交付する。

#### (支払)

第10条 金銭の支払は、出納責任者の承認を得た後、請求書もしくは証拠書類に基づき行わなければならない。

- 2 金銭の支払は、銀行振込により行う。ただし、少額な支払いについては現金による支払

いも認める。

(領収書)

第 11 条 金銭の支払を行った場合には、支払先より領収書を徴収しなければならない。ただし、銀行振込による支払の場合には、当該金融機関の振込金受領書をもって領収書とすることができる。

2 適正な領収書の徴収が困難なものについては、理由書をもって出納責任者の確認によって処理することができる。

(手持現金)

第 12 条 出納事務担当者は、日々の小払いにあてるために手持現金を置くことができる。

2 手持現金は、所要額を勘案して必要の限度内にとどめるものとする。

(残高の照合)

第 13 条 現金は、出納事務担当者が毎日出納終了後に関係帳簿と照合し、出納責任者が毎月末および随時、関係帳簿と照合を行う。預金は出納責任者が毎月末および随時、銀行通帳と照合して、正確を期さなければならない。

2 年度末決算時には、出納責任者は金融機関より残高証明書を手入れし照合を行う。

3 現金に過不足を生じた場合は、出納事務担当者はすみやかに出納責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

(通帳および印鑑の管理)

第 14 条 預金通帳及びそれらの届出印は、出納責任者が管理を行う。

## 第 4 章 固定資産

(固定資産の範囲)

第 15 条 固定資産とは、使用可能期間が 1 年以上かつ取得価額が 10 万円以上の資産をいう。

(固定資産の購入，譲渡および処分)

第 16 条 固定資産の購入、譲渡および処分を行う場合の決裁手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 年次予算によって予め承認されている又は取得金額が 20 万円以下で不動産以外のものについては、理事長の決裁による。

(2) 上記 (1) 以外の場合は理事会の承認を要する。

(固定資産の管理)

第 17 条 経理担当者は、固定資産台帳を設けてその保全状況および移動について所要の記録を行う。

2 経理責任者は、毎年 1 回以上、固定資産の現状について調査を行い、固定資産台帳と照合する。

(減価償却)

第 18 条 固定資産は毎年減価償却を行い、原則としてその減価償却額を特定資産として積み立てる。

## 第 5 章 予 算

(予算の目的)

第 19 条 予算は、毎会計年度の事業計画に基づき編成し、事業活動の円滑な運営および収支の合理的な規制を行うことを目的とする。

(予算の執行)



第 20 条 経理責任者は、予算の適正な執行に努めなければならない。

2 予算の執行に当たって、原則として大科目間の流用はできない。

(予備費)

第 21 条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

2 予備費の使用には、理事会の承認を得なければならない。

(予算実績の検討)

第 22 条 経理責任者は、常にその実績を把握し予算と対比して成果の検討を行わなければならない。

## 第 6 章 決算

(年次決算)

第 23 条 毎会計年度末には、次に掲げる決算書類を作成し、その会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 収支計算書総括表
- (6) 貸借対照表総括表

(監査)

第 24 条 前条の決算書類は、監事による監査の他、公認会計士による監査を受けるものとする。

## 第 7 章 補則

(規程の改廃)

第 25 条 この規程の改廃は理事会の議決による。

2 この規程は昭和 61 年 8 月 18 日より施行する。

平成 16 年 5 月 20 日 改正

平成 28 年 3 月 14 日 改正、施行

## 旅費支給規程

第 1 条 公益社団法人日本実験動物学会は、旅費支給の必要が生じた場合は、以下により旅費を支給する。

第 2 条 次の学会活動に際し旅費を支給する。

- (1) 理事会
- (2) 理事長が学会運営のために常務理事及び監事等を招集して行う会議
- (3) 委員会、ワーキンググループ
- (4) 理事会で承認された事業
- (5) 理事長が認めたその他の活動

第 3 条 総会開催にあわせて計画された学会活動に対しては、旅費は支給されない。

第 4 条 旅費は最も経済的な通常の公共交通機関による経路および方法により旅行する場合の計算により支給される。

- (1) 勤務先と用務地との最短区間の往復運賃を支給する。
- (2) 支給を受ける者は、必要経費をあらかじめ学会事務局に届け出ること。支給を受ける際にその額を証明する書類を提出しなければならない。
- (3) 片道 100 k m以上旅行する場合は、急行あるいは特別急行料金を支給する。
- (4) 上記(3)の場合にあつて、新幹線運用地区では新幹線を利用できる。
- (5) 遠隔地からは航空機を利用でき、航空運賃は現に支払った額による。
- (6) 宿泊が必要な場合は、原則的に宿泊を含むパック旅行を利用し、パック旅行料金は現に支払った額による。パック旅行を利用できない場合は、一泊 10,000 円を上限として実費を支給する。
- (7) 用務の当日早朝に出発地を出ても用務時間に間に合わない場合、また用務終了後適切な時間に帰着地に着かない場合は、前泊及び後泊の費用を支給することができる。
- (8) 旅費の支給を受けることができる者がその出発前にやむを得ない事由により学会活動を取り止めた場合は、旅費を支給しない。但し、当該活動のために既に支出した金額がある場合には、当該金額を旅費として支給することができる。

第 5 条 やむを得ない事由により経路又は方法が本規程第 4 条に合致しない場合は、理事長が決定する。

第 6 条 非会員に対して旅費支給の必要が生じた場合は、理事長が決定する。旅費の算出は本規程第 4 条に準じる。

第 7 条 旅費精算の方法、書式、その他必要な事項は、別途理事長が定める。

第 8 条 本規程の改廃は理事会において行う。

附則 本規程は、昭和 59 年 1 月 1 日より実施する。

平成 18 年 4 月 18 日 改正、施行

平成 24 年 5 月 23 日 改正、施行

平成 28 年 3 月 14 日 改正、施行

平成 29 年 11 月 16 日 改正、施行

## 謝金支給規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という。）における謝金の支払いに関し必要な事項を定めるものである。

### (謝金の支給)

第2条 この法人は、定款第4条に定める事業の実施に際して、この法人の役員を含め、本規程に従い謝金を支給することができる。

### (支給対象業務)

第3条 謝金の支給対象とする業務は、次のとおりとする。

- (1) 定款第13条に定める定時総会の開催に合わせて行う学術集会（定期学術集会）における講演
  - (2) 定期学術集会以外の学術集会（その他の学術集会）における講演
  - (3) 講習会、研修会、セミナー等における講義
  - (4) 講習会、研修会等における実技指導
  - (5) 外部検証における調査
  - (6) 外部検証における報告書案作成
  - (7) 依頼原稿の執筆
  - (8) 会員以外の外部検証委員会委員（外部委員）
  - (9) その他の理事長が認めた活動
- 2 前項の規定にかかわらず、定期学術集会の企画として行う業務に対しては、非会員が行う場合のみ支給の対象とする。

### (謝金の単価)

第4条 謝金の単価は、別表による金額を上限とする。

### (業務の確認)

第5条 謝金を支給しようとする業務等の実施責任者（担当理事等）は、業務を依頼する前に会計担当常務理事の許可を得る。

第6条 業務等の実施責任者は、依頼した業務が実施されたことを確認のうえ、会計担当常務理事に謝金の支給を依頼する。

### (その他)

第7条 他の団体と共催で行う事業において謝金を支給する場合は、本規程に準拠し、双方の協議による。

第8条 本規程に拠り難い場合には、常務理事が協議のうえ、理事長が決定する。

第9条 本規程の改廃は、理事会の承認による。

### (附則)

本規程は平成25年4月26日より実施する。

平成28年5月19日 改正、施行

平成29年3月15日 改正、施行

### 別表 諸謝金基準単価表

区分	単位	単価（会員）	単価（非会員）	備考
講演（定期学術集会）	1時間		30,000円	著名人、著名な賞の受賞者等は別途に扱う
講演（その他の学術集会）	1時間	10,000円	20,000円	
講義	1時間	6,000円	10,000円	
実技指導	1時間	3,000円	5,000円	
原稿執筆（日本語）	400字	600円	1,000円	

原稿執筆（英語）	300 語	1,200 円	1,500 円	
----------	-------	---------	---------	--

本表は、諸謝金の支給額を算定するうえで参考とする標準的な単価を示したものであり、すべての事項に適用されるものではない。

### 海外出張費規程

第1条 公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という）は、会務のために海外出張する場合には、この規程に定めるところにより旅費を支給する。

第2条 海外出張は、理事長またはその委任を受けた者（以下出張命令権者という。）の発する出張命令によって行わなければならない。

第3条 海外出張命令権者は、学会業務の円滑な運営を計るため、海外出張の必要があり、かつ予算上旅費の支給が可能である場合に限り海外出張命令を発することができる。

第4条 海外出張命令権者は、理事長が予め出張予定者の所属機関長あて海外出張依頼書により承認を受けた後に、海外出張命令を発令する。

第5条 旅費の種類は、鉄道運賃、船賃、航空運賃、車賃、日当および宿泊費とする。

2 鉄道運賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空運賃は、目的地往復の路程に必要なエコノミークラスの航空運賃とし、旅行業者の請求書に基づき直接業者宛に支払う。

5 車賃は、海外における都市間の移動（長距離バス等）に要する運賃とし、旅行業者が請求する運賃に積算されていない場合のみ支給するものとする。

6 日当および宿泊費は、海外を甲地ならびに乙地に区分する。日当は別表に記載する金額、宿泊費は別表に記載する金額を上限に実費を支給する。

第6条 航空機による海外出張で、機中泊となる日及び本邦に帰国した日の日当については、それぞれ定額の112/100とする。

第7条 海外出張旅費は、必要な場合は理事長の承認を受けて概算払をすることができる。

第8条 海外出張する場合の支度金は支給しない。

第9条 旅行者は帰国後2週間以内に、出張旅費精算書、海外出張報告書及び海外出張記録を提出しなければならない。

第10条 海外出張の途次に国内旅行をする場合は、「旅費支給規程」に定めるところによる。但し、首都圏から空港までに要する交通費は支給しない。

第11条 海外から講演等の演者を招聘する場合も原則として本規程に基づくこととする。日当、宿泊費は別表の甲地を適用する。

第12条 この規程の改廃については、常務理事会の議決による。

本規程は昭和62年12月19日より施行する。

平成28年3月14日 改正、施行

別表 海外出張日当・宿泊費

日当

	甲地	乙地	備考
1日につき	6,000円	4,500円	

宿泊費

	甲地	乙地	備考
1日につき	23,000円	13,000円	

甲地

(1) 北米地域とは北アメリカ大陸（メキシコ以南を除く、グリーンランド及びバミューダ諸島ならびにその周辺の島嶼（西インド諸島を除く）。

- (2) 欧州地域とはヨーロッパ大陸(旧 ソビエト連邦を含み、トルコを除く)アイスランド、アイルランド、イングランド及びその周辺の島嶼。
- (3) 太洋州地域とはオーストラリア大陸及びニュージーランドならびにその周辺の島嶼(ポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域 にある島嶼で、マリアナ諸島、マーシャル諸島及びカロリン諸島ならびに西イリアン及びその周辺の島嶼ならびにガラパゴス諸島及びイースター島を除く)。

乙 地

上記以外の地域とする。但し齒舞諸島については国内旅費規程を適用する。

## 寄附取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味するところは、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 広く一般社会より受領する使途または運用方法に指定のない寄附金をいう。
  - (2) 特定寄附金 この法人が予め学術集会の開催等の使途を特定して、広く一般社会に一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金（協賛金）をいう。
  - (3) 特別寄附金 前各号のほか、使途または運用方法を指定して、個人又は団体から受領する寄附金をいう。
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

### (一般寄附金の募集)

第3条 この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄付金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集する。
- 3 一般寄附金の使途は、理事会の議を経て特定する。

### (特定寄附金の募集)

第4条 この法人が特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（募金計画書）を作成し、理事会に提出する。

- 2 募金計画書の資金使途には、この特定寄附金に余剰金が生じた場合、定款第4条の公益目的事業に使用する旨を明示しておくものとする。

### (特別寄附金)

第5条 この法人は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

- 2 特別寄附金は、その受領につき理事会の承認を得ることとする。

### (領収書等の送付)

第6条 この法人が寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び領収書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の領収書には、次の各号に定める事項を記載するものとする。

- (1) この法人の公益目的事業に係る寄附金である旨
- (2) 寄附金額
- (3) 受領年月日
- (4) 寄附者の氏名（法人名）
- (5) 寄附者の住所（所在地）
- (6) この法人の名称、所在地、代表者職氏名
- (7) 本寄附金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条、又は法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第4項の対象になること
- (8) 当該領収書は確定申告の際にその証拠資料となること
- (9) この法人は公益社団法人につき、税法により印紙貼付が不要であること

### (寄付金の辞退)

第7条 この法人は寄附金が下記各号に該当する場合、もしくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

（情報公開）

第8条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第22条第5項各号に定める事項について、学会事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第9条 この法人は寄附者に関する個人情報について、この法人の個人情報保護方針に準じ、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成24年4月1日）

## 委員会・ワーキンググループ規程

(目的)

第1条 理事会は、定款第4条に定める事業を行うため、必要に応じて委員会・ワーキンググループの設置または改廃を行う。(理事会運営細則第3条(7))

(委員長・委員)

第2条 委員長および委員は、理事会の承認を得て、理事長が指名する。

(任期・委員数)

第3条 委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員数は、10名以内を原則とする。

(報酬)

第4条 委員長および委員の委員会への出席は、外部委員を除き無報酬とする。

(委員会・ワーキンググループの活動および報告)

第5条 委員会・ワーキンググループは、活動計画を策定し、それに沿って活動する。

2 その他、理事長あるいは理事会により指示された活動を行う。

3 委員長は、活動状況を理事会に報告する。

(その他)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会・ワーキンググループの運営および活動に関する規程等を別に定めることができる。

2 前項の規程等の制定および改廃は、理事会の承認を得るものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

平成年5月22日 施行

平成22年5月11日 改正

平成29年3月15日 改正、施行



## 表彰規程

第1条 公益社団法人日本実験動物学会（以下「この法人」という）は定款第4条に基づき、(公社)日本実験動物学会功労賞（以下、功労賞）、(公社)日本実験動物学会安東・田嶋賞(以下、安東・田嶋賞)、(公社)日本実験動物学会奨励賞（以下、奨励賞）ならびに(公社)日本実験動物学会最優秀論文賞（以下、最優秀論文賞）を設ける。

### 〔功労賞〕

第2条 功労賞は実験動物科学の発展に関し、特に顕著な業績を上げ、長年にわたりこの法人に貢献し、表彰時点で68歳以上の会員または元会員に授与される。

2 受賞候補者（以下、候補者）は、原則として個人とする。

3 表彰は通常総会において行う。

第3条 表彰に関する経費はこの法人における(公社)日本実験動物学会における学会賞基金に関する規程（以下、基金に関する規程）に基づき、田嶋基金から生ずる果実を含む学会賞基金を充てる。

第4条 表彰は賞状、並びに副賞（5万円相当記念品）からなる。また、毎年の件数はこれを定めない。

第5条 候補者の推薦は次の方法による。

(1) 理事による推薦

(2) 理事以外の正会員による推薦。但し、この場合は理事1名の同意を必要とする。

第6条 理事長は推薦された候補者について受賞の適否を功労賞諮問委員会(以下、諮問委員会)に諮問する。

第7条 理事長は新役員体制の発足後、速やかに諮問委員会を設置する。

第8条 諮問委員会の委員は、庶務担当常務理事、理事長の指名する理事各1名、並びに理事会が推薦する正会員4名の計6名とする。

2. 委員の指名および推薦にあたり以下の点を考慮する。

- ・会員歴
- ・専門領域が偏らないこと
- ・この法人への貢献を評価しうる会員であること

第9条 委員の任期は理事の任期と同時期の2年以内とする。

2. 委員の再任を妨げない。但し、連続して4期を務めることはできない。

3. 委員の任期中に欠員が生じた場合は理事長が補欠委員を推薦し、理事会が承認する。

4. 補欠委員の任期は前任者の任期満了までとする。

第10条 諮問委員会には委員の互選により委員長を置く。委員長は諮問を受けた候補者に関する審議結果を書面により理事長に答申する。

第11条 理事長は諮問委員会の答申をもとに理事会において受賞者を決定する。

第12条 本賞の候補者募集に関する事項および諮問委員会の運用に関する事項は別に定める。

### 〔安東・田嶋賞〕

第13条 安東・田嶋賞は実験動物科学の発展に多大な貢献をされた故安東洪次博士並びに故田嶋嘉雄博士を讃えて設けられた賞で、学術面または技術面で特に優れ且つ国際的な評価にも耐え得る業績をあげた正会員に授与される。

2 候補者は原則として個人とする。

3 表彰は通常総会において行う。

第14条 表彰に関する経費はこの法人における基金に関する規程に基づき、田嶋基金から生ずる果実を含む学会賞基金を充てる。

第15条 表彰は原則として毎年1件以内とし、賞状、賞牌（メダル）並びに副賞（現金10万円）からなる。

第16条 候補者の選考は学会賞選考委員会（以下、選考委員会）が行う。

第17条 理事長は新役員体制の発足後、速やかに選考委員会を設置する。

第 18 条 選考委員会は以下の委員 8 名で構成する。

- (1) 理事長が指名する会員 3 名
- (2) 理事および評議員の中から、理事会が推薦する者 5 名

2 委員の指名および推薦にあたり以下の点を考慮する。

- ・専門領域が偏らないこと
- ・国内外の学術的・技術的情報に精通し、業績を公平かつ十分に評価しうる会員であること

第 19 条 委員の任期は理事の任期と同時期の 2 年以内とする。

- 2 委員の再任は妨げない。但し、連続して 4 期を務めることはできない。
- 3 委員任期中に欠員が生じた場合は理事長が補欠委員を推薦し、理事会が承認する。
- 4 補欠委員の任期は前任者の任期満了までとする。

第 20 条 選考委員会には委員の互選により委員長を置く。

第 21 条 委員長は候補者の選考に関する審議経過及び結果を書面により理事長に報告する。

第 22 条 理事長は選考委員会の選考結果を理事会に諮り、その承認により受賞者を決定する。

第 23 条 本賞の候補者募集に関する事項および選考委員会の運用に関する事項は別に定める。

#### 〔奨励賞〕

第 24 条 奨励賞は実験動物科学に関し特に優れた業績をあげ、且つ募集年度末において 40 歳以下で 3 年以上の会員歴を持つ正会員に授与される。

2 候補者は原則として個人とする。

3 表彰は通常総会において行う。

第 25 条 表彰に関する経費はこの法人における基金に関する規程に基づき田嶋基金から生じる果実を含む学会賞基金を充てる。

第 26 条 表彰は毎年 2 件以内とし、それぞれ賞状、賞牌（メダル）並びに副賞（現金 5 万円）からなる。

第 27 条 候補者の選考は第 18 条に定める選考委員会が行う。

第 28 条 委員長は候補者の選考に関する審議経過及び結果を書面により理事長に報告する。

第 29 条 理事長は選考委員会の選考結果を理事会に諮り、その承認により受賞者を決定する。

第 30 条 本賞の候補者募集に関する事項および選考委員会の運用に関する事項は別に定める。

#### 〔最優秀論文賞〕

第 31 条 最優秀論文賞は当該年に学会誌 *Experimental Animals* に掲載された論文のうち、特に優れた原著論文の著者に対して授与される。

2 本賞は「(西暦)年 *Experimental Animals* 最優秀論文賞」とする。

3 表彰は対象年の翌年の通常総会にて行う。

第 32 条 表彰に関する経費はこの法人における基金に関する規程に基づき、田嶋基金から生じる果実を含む学会賞基金を充てる。

第 33 条 表彰は原則として年間 1 編とし、賞状および副賞（現金 5 万円）からなる。

2 賞状は正会員である共著者全員に授与される。

第 34 条 受賞論文の選考は編集委員会が行う。

第 35 条 編集委員会委員長は毎年度末までに、受賞論文の選考に関する審議経過及び結果を書面により理事長に報告する。

第 36 条 理事長は編集委員会の選考結果を理事会に諮り、その承認により受賞論文を決定する。

第 37 条 本規程の改廃は理事会の議決による。

附則

平成 8 年 4 月 1 日 制定  
平成 15 年 11 月 28 日 改正  
平成 23 年 11 月 21 日 改正  
平成 26 年 4 月 25 日 改正  
平成 28 年 3 月 14 日 改正、施行

### 功労賞諮問委員会に関する申し合わせ

- 1) 本賞の対象となる業績には、学術的な業績の他、教育、器材開発、技術的なもの、学会運営に対する功績を含むものとし、論文としての体裁をなすことは必ずしも必要としない。
- 2) 諮問委員会は理事長からの諮問を受け、功労賞受賞者としての適格性を候補者ごとに答申する。判定は委員全員の一致を原則とする。
- 3) 委員が推薦者または候補者となった場合、当該する審査に加わらない。
- 4) 諮問委員会は必要に応じて候補者を次年度に持ち越すことが出来る。
- 5) 本申し合わせの改廃は諮問委員会の議決による。

平成 8 年 4 月 1 日 制定

平成 15 年 11 月 28 日

平成 26 年 4 月 25 日 改正

## 学会賞選考委員会に関する申し合わせ

- 1) 実験動物科学に関する貢献とは、実験動物に関する新たな知見の集積にとどまらず、それらが動物実験に応用でき、今までなされなかった動物実験が可能になること、あるいは動物実験の精度向上に貢献すると考えられること。
- 2) 選考委員会は安東・田嶋賞および奨励賞について被推薦者の中から候補者を選考する。
- 3) 安東・田嶋賞の選考対象となる業績は、その主要な内容が審査制をもつ学術雑誌に実験動物科学に関連する論文として掲載されたものとする。
- 4) 奨励賞の選考対象となる業績は、その主要な内容が原則として過去5年間に学会機関誌「Experimental Animals」に掲載されたものとする。もしくは、審査制を有する関連学術雑誌に掲載されたものとする。後者の場合はその内容が公表されたの学術集会と演題を明示しなければならない。ただし、当該論文が掲載前の場合には、受理されたことを証明する文書を添付すること。
- 5) 選考委員会は委員の2/3以上の出席(委任状を含む)により成立する。
- 6) 委任状を提出する委員は委任状に被推薦者に対する意見を述べることができる。
- 7) 候補者の選考は委員の記名投票により行う。出席した委員(委任状を含む)の2/3以上の支持を得た被推薦者を候補者とする。
- 8) 委員は以下に該当する場合、当該審査を辞退する。
  - ・選考委員が推薦者の場合
  - ・選考委員が候補者の場合
  - ・選考委員が候補者の親戚関係、密接な師弟関係、共同研究関係にある場合
- 9) 選考委員会は必要に応じて候補者を次年度に持ち越すことができる。
- 10) 本申し合わせの改廃は選考委員会の議決による。

平成8年4月1日制定

平成15年11月28日改正

平成26年4月25日改正

平成27年10月20日改正

平成29年11月16日改正

### 最優秀論文賞の選考に関する申し合わせ

- 1) 最優秀論文賞の選考は編集委員会が行い、編集委員全員を選考委員とする。
- 2) 各選考委員は、対象論文の中から 2 編以内を推薦論文として、その論文番号を指定された期日までに編集事務局に提出する。
- 3) 各選考委員は、全ての推薦論文の中から 1 編を選び、その論文番号を指定された期日までに編集事務局に提出する。また、推薦論文に選考委員が共著者となっている場合においても選考委員を辞退する必要はない。
- 4) 最多得票数の論文を最優秀論文賞候補論文として理事会に報告する。得票数が同数の場合には決選投票を行う。決選投票においても得票数が同数の場合は、それら複数の当該論文を最優秀論文賞候補論文として理事会に報告する。
- 5) 上記、2)から 4)は、選考委員の 2/3 以上の提出により成立したものとする。
- 6) これらの事項は、編集事務局と各選考委員との間における電子メールで執り行うものとする。
- 7) 本申し合わせの改廃は、編集委員会の議決によって行う。

平成 8 年 4 月 1 日 制定

平成 24 年 11 月 16 日 改正

## 定期大会開催に関する申し合わせ

公益社団法人日本実験動物学会が行う定期大会（以下、大会）の準備および実施に必要な基本的事項を定め、大会の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

### （大会長の選出）

- 1 大会長の選出は以下の方法による。
  - (1) 正会員は、会員 10 名の推薦を得て、大会長候補者に立候補することができる。
  - (2) 理事は、理事、監事および評議員の中から大会長候補者を推薦することができる。
  - (3) 理事長は、正会員の立候補を締め切った後、候補者のリストを理事、監事に公表し、理事による推薦を受け付ける。
- 2 理事長は、大会開催予定の前々年の 1 月 1 日までの理事会において、立候補者および被推薦者の関連資料をもとに審議したのち、投票により大会長を選出する。
- 3 出席理事および監事の過半数の得票者をもって大会長とする。
- 4 1 回の投票で過半数を得る候補者がいない場合は、上位 2 名による再投票とする。
- 5 立候補者あるいは被推薦者が理事あるいは監事である場合、該当者は審議および投票に加わらない。
- 6 大会長の選出にあたり、以下の点を配慮する。
  - (1) 地域、専門領域、産官学などのバランス、および社会動向等を考慮すること
  - (2) 実験動物学に関する見識、経歴および学会への貢献度を考慮すること
- 7 理事長は、大会長の選出の結果を、立候補者および被推薦者に、書面により通知する。また、理事長は、選出された大会長に本申し合わせの内容を説明し、相互に確認するものとする。

### （大会長の責務）

- 1 大会長は、定期学術集会としての大会を主催し、あわせて会期中に、通常総会、理事評議員懇談会を共催する。通常総会、理事評議員懇談会は、理事長が招集する。
- 2 大会長は、事務局を定め委員会を組織して大会の準備を進めるとともに、準備状況を理事長の求めに応じて報告する。
- 3 大会長は、会計担当常務理事の指導を受けて、大会収支予算書を作成し、開催年の 1 月末日までに理事長に提出する。
- 4 大会長は、所定の大会収支決算報告書を作成し、公認会計士の監査を経て、開催年の 10 月末日までに理事長に提出する。

### （開催時期）

- 1 大会は 5 月に開催し、会期と会場は大会長が決定する。
- 2 大会長は、大会の会期と会場を実験動物ニュース(前々年の 10 月号)に掲載する。

### （企画）

- 1 大会長は、大会参加費、シンポジウム、特別講演等の開催、演題の採否、プログラム編成、講演要旨集の編集、機材展示、懇親会開催等の企画を決定する。ただし、シンポジウムや特別講演等については、学術集会委員会との緊密な連携の下に企画するものとする。
- 2 大会長は、企画の中に、学会学術集会委員会の主催するシンポジウムおよび教育研修委員会の主催するワークショップ等の企画を盛り込まなければならない。
- 3 大会長は、演題募集を含む大会開催案内を、実験動物ニュース(前年の 10 月号)に掲載する。
- 4 大会長は、大会専用ホームページを開設し、プログラムの公開、演題の募集、その他の大会案内を行う。
- 5 大会長は、講演要旨集を作成し、入手希望者に有料で配布する。また、名誉会員及び維持会員に 1 部ずつ事務局経費により送付する。
- 6 大会長は大会記録を、学術集会委員会委員長は学術集会委員会が主催するシンポジウム



の記録を、それぞれ「実験動物ニュース」に掲載する。

(関連団体との共催)

- 1 大会長は、定款に定める学会の目的の範囲において、関連団体との共催により大会を開催することができる。
- 2 共催により大会を実施する場合、大会収支決算報告書は本学会相当分を明確に区別できるように作成しなければならない。

(学会による経費補助)

- 1 理事長は、大会補助金 200 万円および学術集会委員会主催のシンポジウム開催費 50 万円を、開催前々年度に大会長宛て支出する。
- 2 大会長は、学会学術集会委員会主催のシンポジウムの演者に対し、シンポジウム開催費より、旅費および謝金を支給する。この場合、演者が本学会会員である場合は、支給しないものとする。
- 3 教育研修委員会がおこなうワークショップに係る直接的な経費は、公益事業目的会計(委員会・ワーキンググループ経費)で負担する。

(招待者およびその経費)

- 1 大会長は、名誉会員および国際賞受賞者を招待し、その大会参加費および懇親会費を大会事務局経費より負担する。
- 2 その他の招待者は、大会長が決定する。

(その他)

- 1 本申し合わせの改廃は、理事会の議決による。
- 2 大会の開催に関して、本申し合わせの規定以外の疑義が生じた場合は、理事長及び大会長の協議によるものとする。
- 3 本申し合わせは、平成 17 年 9 月 30 日より施行する。

平成 19 年 5 月 22 日 改正

平成 22 年 11 月 18 日 改正

平成 23 年 11 月 21 日 改正

平成 25 年 4 月 26 日 改正



## 学術集会委員会に関する申し合わせ

1. 学術集会委員会を常置委員会として理事会に設置する。  
(構成メンバー)
2. 委員長は、理事長の推薦により理事会で承認する。委員は、委員長が10名以内で選任する。それ以外に委員会が必要と認めた委員を特別委員として選任できる。  
(任期)
3. 委員長の任期は2年とするが、再任は可能とする。なお、委員長は必ずしも理事である必要はないが、職務に関して常務理事会に出席できるものとする。委員の任期は2年とし、再任は可能とする。特別委員の任期は委員会において決定する。
4. 学術集会委員会は定期学術集会総会のプログラムの中に委員会の企画するシンポジウムを行う。
5. 学術集会委員会は、定期学術集会組織運営委員会と連携を図り、学術企画に関与するものとする。
6. 学術集会委員会は、4のシンポジウムの企画のほか長期的展望にたった学術集会のあり方について検討し、理事長に助言、提案することができる。
7. 学術集会委員会の細目については委員会の内規をもって定める。

平成6年5月24日 制定

平成17年12月9日 改正

平成19年5月22日 改正

## 編集委員会に関する申し合わせ

### (目的)

本委員会は、実験動物科学の発展・啓発に寄与するため、欧文学術雑誌「Experimental Animals」、および会員のための情報誌「実験動物ニュース」を編集し、発行する。

### (委員会の役割 (任務))

- 1) 学会機関誌「Experimental Animals」の編集および発行を行うために委員会を設置し、そのための査読、編集等の過程の円滑化を図る。
- 2) 会員向け情報誌「実験動物ニュース」の編集および発行を行う。

### (委員構成)

- 1) 本委員会は、委員長 1 名、副委員長 2 名以内ならびに分野別に選ばれた委員で構成される。

### (委員の任期)

- 1) 原則 1 期 2 年、2 期とする。
- 2) 任期途中で委員に欠員が生じた場合、後任委員の任期は前任委員の残任期間とする。
- 3) 委員の概ね半数を 1 期ごとに交代する。

### (委員長、副委員長及び委員)

- 1) 委員長は理事長が指名する。
- 2) 副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3) 委員長がその職務を遂行できない場合、後任の委員長が指名されるまで副委員長がその任に当たる。
- 4) 委員は専門分野を勘案して委員長が指名する。
- 5) 委員候補者は、指名の参考のために略歴書、業績目録を委員長に提出する。

### (編集の手順)

- 1) 「Experimental Animals」の編集手順は、電子投稿マニュアルに定める。
- 2) 情報誌「実験動物ニュース」の編集は、委員長が行う。なお、委員長の判断により、この編集の一部を委員または常務理事等に委任することができる。

### (付則)

- 1) 前委員長は編集委員 (または顧問) として委員会に留まり、委員長への助言を行う。なお、その任期については原則として 2 年以内とする。
- 2) 本申し合わせの改廃は、編集委員会の決定に基づき、理事会の承認を得て行う。

平成 6 年 5 月 24 日制定

平成 22 年 5 月 11 日改正